

# 江戸川区立松江小学校 いじめ防止基本方針(案)

令和元年6月15日

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律71号。以下、「法」という)第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本方針」(平成25年10月11日 文部科学大臣決定)、「江戸川区いじめ防止基本方針」(平成26年3月)に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「松江小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 第1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、該当児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

### 2 いじめ防止基本方針策定の目的

- (1) 全児童が安心して学校生活を送れるように、学校の内外を問わずいじめが行われないうようにする。
- (2) 全児童がいじめを行わず、また、他の児童に行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにする。
- (3) いじめを受けた児童の精神的苦痛及び身体を擁護し、学校、家庭、地域や関係機関と連携して、いじめ問題を解決する。

### 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくり
  - ・学校が一丸となって取り組む。
  - ・いじめに関する児童の理解を深める。
- (2) 全児童をいじめから守り通し、児童自らがいじめへの認識をもち、いじめを絶対にしない集団作り
  - ・いじめられた児童を守る。
  - ・「被害者」「加害者」だけではなく、「観衆」「傍観者」といわれる周囲の児童も含

めた所属集団の構造上の問題としての解決を進める。

- (3) 未然防止・早期対応に徹する組織対応、保護者・地域・関係機関と連携強化  
・社会総がかりで取り組む。

## 第2 いじめ防止等のために実施する施策

### 1 「松江小学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定、及び「江戸川区いじめ防止基本方針」に基づき、本校における「学校基本方針」6つを下記のように定める。

- (1) 「いじめをしない、させない、見過ごさない」学校づくりに努める。
- (2) いじめ防止の理解を深める道徳教育や人権教育の充実を図り、児童の道徳心を育む。
- (3) 児童一人一人の自己有用感や自己肯定感を高め、自尊感情を育む。
- (4) すべての教職員が「いじめは、絶対に許されない」という人権感覚を持って指導にあたる。
- (5) いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、いじめ問題を早期に解決する。
- (6) 保護者、地域、関係諸機関との連携を図り、全力で迅速に対処する。

### 2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。

構成メンバーは、校長・副校長・教務主幹・生活指導主幹・学年主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラーとし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割を担い、定期的に委員会を開催する。また、いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、地域や開かれた学校評議員会、PTAおよび関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

### 3 具体的な取組

#### (1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 心の教育の充実

- 以下の「いじめ0（ゼロ） 松江小ルール」を定め、全校で日常的に指導する。

- ・わたしは、いじめをしません。  
（見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに荷担していることを指導する。
- ・わたしは、いじめられている人を助けます。
- ・わたしは、いじめられている人を見たら、先生や家の人に必ず知らせます。

- 体験活動により豊かな心を育てる。

- ・授業の中での体験活動を重視する。他者や社会、自然との直接的な関わりを通して、生命の畏敬の念や、感動する心、共に生きる喜びに児童自身が気づけるようにする。
- ・異学年交流、小中連携、幼保小連携、特別支援学級との交流を計画に実施し、人と人とのつながりの大切さを実感できるようにする。

○道徳の授業を充実させ道徳的実践力を育てる。

- ・「ふれあい・いじめ防止月間」(6・11・2月)には、いじめ防止に関わる内容項目(生命尊重、信頼・友情、勇気、公德心・規則の尊重、自立、親切、家族愛等)の授業を実施する。
- ・いじめに関する授業を年1回以上、地域・保護者への公開を実施する。
- ・「生命尊重」に関する授業を、人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、発達段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

イ 児童会(代表委員会)の活性化

- ・「いじめ防止月間」には、一人一人が学年の発達段階に応じた「いじめ防止標語」を考え、短冊に記入した標語を廊下掲示することにより、他学年や保護者(個人面談期間中)にもいじめ防止の意識が深まるようにする。
- ・人と人との結びつきの基本である「あいさつ」の指導を重視し、集団登校時に「あいさつ」運動を継続し「明るくあいさつができる児童」を育てる。
- ・新入生を迎える会、6年生による一年生の手伝い、「読み聞かせ」、異学年交流(全校遠足等)、お別れ給食、6年生を送る会等の自発的な活動を通して、お互いを認め合い助け合う関係を育てる。

ウ 学習環境の整備

- ・授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。
- ・学習を支える基礎的な生活習慣の確立のため、「健康生活カード」を年3回(5月、9月、1月)実施し、健全な生活リズムの定着を図る。

エ その他の早期発見の手段

- ・教職員による日々の観察  
「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、休み時間や、掃除中、放課後の雑談等にも目を配り、児童と一緒にいる機会を増やし、いじめを発見できるようにする。
- ・定期的ないじめ調査の実施

ふれあい(いじめ防止)月間におけるアンケート調査…6月、11月、2月

松江小学校「アンケート」調査…5月、9月、1月

オ 校内におけるいじめ防止研修の実施

- ・「いじめ防止対策委員会」を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する。

カ スクールカウンセラーの活用

- ・スクールカウンセラーによる5年・6年の全員面接を行う。
- ・スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童の観察を、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童のケアができるようにする。

- ・児童や保護者がいじめに関わる相談をしやすいような相談体制を整える。
- キ 児童の自己有用感の高揚
  - ・すべての児童に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで児童生徒一人ひとりに自信をもたせる。
  - ・教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図ることにより児童一人一人に学習に対する達成感や成就感をもたせる。
- ク 保護者への意識啓発
  - ・保護者会で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。児童が発する変化やサインに気付いたとき、早急に学校に相談することの大切さや、携帯やインターネットを通して行われるネットいじめの特性や怖さを伝え、使用時のルールやモラルについての啓発を行うと共に、連携した指導を進める。
- ケ 面談におけるいじめ調査
  - ・三者面談や二者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。

## (2) いじめの対応に関すること

### ア いじめを受けた児童を最優先

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

### イ 迅速な調査

早急に全容を解明するため、児童からの聴き取りなどを組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。調査結果については教育委員会に報告する。

### ウ 関係機関との連携

こども支援センター等の相談機関と連携して対応にあたる。

いじめを行った児童について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。

## 第3 重大事態への対処

### 1 重大事態の発生と調査

#### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合  
などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

## (2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。

## (3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

## (4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。